

私的録画補償金規程

(目 的)

第1条 この規程は、特定機器(デジタル方式の録画機能を有する機器であって、著作権法施行令第1条で定められたもの。)により、特定記録媒体(特定機器によるデジタル方式の録画の用に供される記録媒体であって、著作権法施行令第1条の2で定められたもの。)に著作物、実演又はレコードを私的使用の目的で録画する場合の補償金(以下、私的録画補償金という。)の額を定めることを目的とする。

(購入時支払いの場合の私的録画補償金の額)

第2条 著作権法第104条の4第1項の規定に基づく、購入時において支払う特定機器1台及び特定記録媒体1個あたりの私的録画補償金の額は、次により算出した金額に、当該金額に消費税率を乗じて得た額を加算した額とする。

(1) 特定機器

1台当たり182円

(2) 特定記録媒体

当該特定記録媒体の基準価格（製造業者又は輸入業者が国内において最初に流通に供した際の価格に相当する額をいう。）に1%を乗じて得た額とする。

附 則

(適用期間)

この規定は、令和7年4月1日から適用する。